

## 13. 住 宅

- 1) 住宅リフォーム助成 …………… 64 ～ 65
- 2) 住宅改修相談・福祉用具相談 …… 65

# 13. 住 宅

## 1) 住宅リフォーム助成

居宅で介護を要する高齢者や障がいのある人（子ども）が安心して暮らせるように、住宅の改修に要する費用の一部を助成します。

改修工事を始める前に市役所ふれあい福祉課にご相談ください。

### 対 象 者

- (1) 介護保険法で認定された要介護者又は要支援者のいる世帯
  - (2) 生活保護法の介護扶助の対象者のいる世帯
  - (3) 身体障害者手帳2級以上の人（子ども）のいる世帯  
（下肢、体幹、移動機能障害については3級以上）
  - (4) 療育手帳Aの人（子ども）のいる世帯
  - (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の人（子ども）のいる世帯
- ※いずれも市民税非課税世帯のみ

### 改修内容

○上記対象者(1)(2)にあてはまる方

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他（①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修）

○上記対象者(3)～(5)にあてはまる方

次に掲げる工事で、住宅の設備、構造等を障がいに適するよう又は障がい者を介護する者の介護負担を軽減するよう改善するために必要と認められるもの

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ 床材をクッション素材に貼り替え
- ⑦ 壁をクッション材や防音効果のあるものに変更
- ⑧ その他障がい者の在宅生活のために必要な工事
- ⑨ ①～⑧の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

**助成金額**

対象工事費の助成率（助成限度額）

- ①生活保護法による被保護世帯・・・100%（100万円）
- ②市民税非課税世帯　・・・・・・・・・・ 90%（100万円）

申し込み・問い合わせ  
**市役所ふれあい福祉課**  
☎72-7852 FAX72-1665

**2) 住宅改修相談・福祉用具相談**

電話、窓口での相談のほか、相談者宅を訪問し、本人に合った介護方法を含めて住宅改修や福祉用具についてのアドバイスを行います。

申し込み・問い合わせ  
**市役所ふれあい福祉課**  
☎72-7852 FAX72-1665

